

## 6次産業化実践アドバイザー派遣要領

### 1 趣旨

農林漁業の6次産業化促進のため、6次産業化の実践に意欲ある農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体等（以下、「農林漁業者等」という。）に対し、相談、助言、指導を行う専門家を「6次産業化実践アドバイザー」として登録し、要望に応じて派遣する。

### 2 6次産業化実践アドバイザー

栃木6次産業化サポートセンターが登録・派遣する「6次産業化実践アドバイザー」は、6次産業化に取り組む農林漁業者等が抱える課題等に対応できる専門的知識や資格を有した別表の登録リストに掲載されている人材とする。

ただし、農林漁業者等からの相談内容により、登録された6次産業化実践アドバイザーの専門分野で対応が難しい場合には、リスト以外の人材をアドバイザーとして活用する。

### 3 6次産業化実践アドバイザーの活動内容

- (1) 6次産業化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言、指導
  - (2) 6次産業化総合化事業計画の策定に関する助言・指導
  - (3) 6次産業化総合化計画の認定者に対するフォローアップ指導
  - (4) その他、6次産業化に伴う起業化や経営管理等に対する助言
- ただし、業務の一部代行等の活動は対象としない。

### 4 6次産業化実践アドバイザーの派遣対象

派遣対象は、6次産業化の実践に意欲ある県内の農林漁業者等とする。

### 5 6次産業化実践アドバイザー派遣の手続き

#### (1) 相談申込票の提出

6次産業化実践アドバイザーの派遣を希望する農林漁業者等は、「相談申込票」（別紙様式）に必要事項を記載し、最寄りの農業振興事務所又は栃木6次産業化サポートセンター（(公財)栃木県農業振興公社）に提出する。

#### (2) 6次産業化実践アドバイザーの派遣

(1)により申請書の提出があった場合、農業振興事務所又は栃木6次産業化サポートセンターは、「相談申込票」の内容を確認し、農業振興事務所と協議のうえ、適当と認められる場合は、適切な6次産業化実践アドバイザーを選定し、派遣を行う。

ただし、内容によっては、農業振興事務所や栃木6次産業化サポートセンターの職員等による相談活動を経た後に、6次産業化実践アドバイザーを派遣する場合もある。

### 6 経費

6次産業化実践アドバイザーの派遣に要する経費は原則として無料とする。